

争議をめぐるいくつかの誤りとそれを克服する正しい指導方向について

二〇〇〇・一一・八

一、争議をめぐる、いまなにがおきているか

二、意見の対立と不団結の原因はなにか

1. 神奈川争議団共闘会議の基本的性格と問題点

2、支援共闘会議の基本的性格と問題点

三、「連合」職場連絡会と「大企業を地域から要求で包囲する運動」の問題点

四、それらの誤りがもたらしている結果

五、対策の基本方向

1、争議団、争議団共闘、支援共闘など

2、連合職場連絡会の今後

3、党支部と争議団の関係

争議問題関係資料

1、争議団共闘会議について

- ①、争議団共闘会議一組織一覧表
- ②、一規約、役員一覧、99年12月の総会
- ③、一スローガン

2、支援共闘関係

- ①、日立支援共闘の規約、役員、加入団体、(準備会のとき)
- ②、千代田支援共闘の規約、団体、役員一覧
- ③、争議団20回総会の総括と教訓より。
- ④、争議団22回総会の方針より。
- ⑤、JMIU鈴木書記長の99年10・30の講演レジメ。

3、連合職場連絡会関係

- ①、連絡会の会則、目的、役員など。
- ②、連絡会の方針書。
- ③、大企業の横暴を規制する連絡会の趣意書
- ④、21回総会、争議団共闘会議の総会文書、連合職場についての記述

4、要求の基本

- ①、日立争議の申し立て書
- ②、東芝提訴の申し立て書

神奈川争議団共闘会議参加団体一覧表

争議組合・団体	争議種別	争議内容	争議発生年月日	人員	住 所	電 話	責任者
川崎争議団共闘会議					〒210 川崎区根町4-6 0002 八木ビル305	044-244-1570 FAX 同上	部長 御谷正行
全県労組 横浜支部川崎分会	東京高裁	マシ生産者被控 賃金・昇格差別	1974.6.11		〒231 横浜市中区海岸1-1 0002	045-201-9850	金子英昭
国労横浜入浴・闘争部	横浜地裁 東京地・高裁	分割異言化 ・損害賠償不担当	1986.12.3 1987.4.1	10	〒221 横浜市中区二ツ堂町 0823 1-11-3 電力労働者会館内	045-311-7552 FAX	原田隆一
NKK権利闘争進める会	最高裁	会社の組合費への 不届介入	1992.10.8	18	〒210 川崎市川崎区大島1-11-6 0824	044-911-9594 FAX 211-4891	植本多喜男
日本石炭化学争議団	中労委	組合活動に対する不当労	1994.12.22	4	〒210 川崎市川崎区根町4-6 0002 八木ビル305	044-244-1570 FAX	竹内康雄
東京賃金昇格差別 闘争部	神奈川 地裁	不当労働行為、賃金昇格 差別	1995.8.29	10	〒210 川崎市幸区藤崎2-225 0924 安伸ビル	044-533-1408	植山敬位
横浜争議団共闘会議					〒221 神奈川県二ツ堂町1-11-3 0823 神奈川県電力労働会館	045-311-7552	部長 植山敬位
日立神奈川争議団	中労委 地裁 東京地裁	仕事取り上げ差別 賃金・昇格差別 男女差別	1990.8.30 1992.3.3 1992.9.19	1 4 4	〒221 神奈川県二ツ堂町1-11-3 0823 神奈川県電力労働会館	045-311-8811	佐藤 明
青交横浜支部	横浜地裁	企業閉鎖攻撃	1993.8	40	〒230 鶴見区上末宮2-7-1 8011	045-571-0481	吉矢 典
NKK中高年いじめ と闘う委員会	横浜地裁	中高年を対象にした 賃金切り下げ	1993.8.3	20	〒230 鶴見区小野町10 瀬地方 0946	045-504-9360	金原 道
日本労働金庫支部 若林	横浜地裁	不当解雇	1992.8.13	5	〒221 神奈川県三ツ沢町3-65 0853	045-311-6676 -2254	若林和彦
国労横浜入浴・闘争部 (タラリ)	横浜地裁 東京地・高裁	分割異言化 損害賠償不担当	1986.12.3 1987.4.1	10	〒221 横浜市中区二ツ堂町 0823 1-11-3 電力労働者会館内	045-311-7552	原田隆一
県立外務館大 女子解雇争議	横浜地裁 人事委員会	大学民主化を阻んだ 分限免職	1996.4.	1	〒221 横浜市中区本町4-37 0005 神奈川県労働会館内	045-318-3179	金子幸代
東京賃金昇格差別 闘争部 (タラリ)	神奈川 地裁	不当労働行為、賃金昇格 差別	1995.8.29	10	〒210 川崎市幸区藤崎2-225 0924 安伸ビル	044-533-1408	植山敬位
全国一般クレジット セールス分会	地裁	不当解雇	1999.7.15	9	〒221 横浜市中区根町4-6 0823 1-2-32 全国一般増本	045-314-4032	小山内 誠
仏教連平和学園横浜争議 部	横浜地裁	不当解雇	1999.3.31	1	〒253 茅ヶ崎市富士見町5-2	0467-87-0122	竹内俊樹
東京争議団共闘会議					〒243 原水市原水町3-3	0462-24-0489 FAX 24-0489	部長 石井 匡
青交横浜南支部	横浜地裁	差別にわたる組合つき 攻撃	1985	43	〒228 藤岡市根ヶ及4-20-1	0463-56-8722 FAX 56-8723	若井 敏
日立神奈川争議団 (タラリ)	地裁 東京地裁	仕事取り上げ差別 賃金・昇格差別	1990.8.30 1992.9.19	5	〒259-13 藤岡市根ヶ及164-8	0463-56-4614 FAX 56-4614	宮崎良司
国労連・横浜原南支部 労働組合	横浜地裁 神地裁	組合併し、不当解雇 不当労働行為攻撃	1994.11.21 1994.12.28	9	〒228 横浜原南台1-4-10 サニーハイブ106号	0427-49-1689 FAX 49-1689	今市一徳
全国一般SMK分会	横浜地裁 地裁	法定違反の不当解雇など 組合併し	1995.8 1997	10	〒242 大和市草薙3-1-8	0462-83-2879 会社 83-0711	東 宗男
神奈川バス労働者 「草むしり差別」事件	横浜地裁	仕事取り上げ(下車場) に対する損害賠償	1997.10.31	1	〒228 藤岡市原中央3-9-18 0014	0462-53-4486	岡本末則

○ 支援共闘のあつもの

▲ 解決

(タラリ) 他地区にも入っている争議用。

《神奈川争議団 共闘会議規約》

一、名称
名称を神奈川争議団共闘会議と称し、事務局を原則として事務局長組合(争議団)に置く。

二、目的
(一)資本の首切り「合理化」、権利侵害、生活破壊に反対して闘う。
(二)国民の民主的権利の擁護と拡大のために闘う。
(三)一日も早く勝利するため、統一と団結を固め、相互支援と交流を深める。

三、活動
(一)独占資本及び反動的経営者の不当な攻撃に反対し、闘い

を強化する。
(二)公正な判決・命令を要求し、裁判所・労働委員会の民主化のため に闘う。
(三)民主的諸勢力との連帯を深め、共闘を強化する。
(四)学習、教宣活動を強化する。
(五)交流を活発に行ない、相互支援を強化する。
(六)その他、必要な一切の活動を行なう。

四、構成
本共闘会議の規約に賛同する地域争議団・争議組合・争議団で構成する。

五、運営
本共闘会議には、次の機関を置き、運営する。
(一)総会
総会は年一回以上開催し、

役員改選、活動総括、方針など活動に必要な事項を討議・検討する。
(二)役員会
役員会は議長、副議長若干名、事務局次長、事務局次長で構成し、役員会内に諸専門部を設ける。
(三)代表者会議
争議団代表者会議は、各争議団の代表の参加によって開催される。

六、財政
財政は会費及び共同事業、カンパで充当する。
会費は一ヶ月一団体、一口二〇〇円とし、一〇名以上の争議団は最低五口以上、三〇名以上の争議団は一〇口以上とする。

以上

1-②

神奈川争議団共闘会議役員名簿

一九九九年度

二〇〇〇年度(案)

議長	佐藤 明 (日立争議団)	議長	佐藤 明 (日立争議団)
副議長	石井 猛 (都南自教)	副議長	石井 猛 (都南自教)
副議長	谷正 行 (NKK権利)	副議長	谷正 行 (NKK権利)
副議長	坂井 寛 (NKK中高年)	副議長	坂井 寛 (NKK中高年)
副議長	早坂 一 (NKK権利)	副議長	早坂 一 (NKK権利)
副議長	山功 位 (東芝提訴団)	副議長	山功 位 (東芝提訴団)
副議長	内康 雄 (日石争議団)	副議長	内康 雄 (日石争議団)
副議長	竹康 雄 (NKK中高年)	副議長	竹康 雄 (NKK中高年)
副議長	益子 英昭 (NKK権利)	副議長	益子 英昭 (NKK権利)
副議長	城間 幸 (東芝提訴団)	副議長	城間 幸 (東芝提訴団)
事務局次長	藤沢 隆司 (NOK)	事務局次長	藤沢 隆司 (東芝提訴団)
同次長	山下 良一 (国労人活闘争団)	同次長	山下 良一 (国労人活闘争団)
同次長	関本 明男 (国労人活闘争団)	同次長	関本 明男 (国労人活闘争団)
同次長	関本 知男 (日立争議団)	同次長	関本 知男 (日立争議団)
同次長	蓋和 夫 (国労人活闘争団)	同次長	蓋和 夫 (国労人活闘争団)

スロークアン

一、神奈川の反合権利闘争の伝統を受け継ぎ、原則的な闘いで全ての争議の、一日も早い高い水準での勝利のため團結して闘おう

一、「産業再生法」による大企業の分社化、リストラ「合理化」など横暴を許さず、労働者の生活と権利を守るために職場・地域の仲間と團結して闘おう

一、司法反動化阻止、労働者委員の「連合」独占を許さず、裁判所と労働委員会の民主化のために闘おう

一、戦争法の発動阻止、有事立法、憲法改悪、「日の丸・君が代」強制反対、平和と民主主義の前進のため闘おう

一、不況の国民的打開、消費税減税、介護保険制度の充実、年金・医療制度改悪反対、中小企業の営業と国民の暮らしを守ろう

一、自公連立内閣による悪政を阻止し、国会形骸化、衆議院選挙制度改悪に反対し、国会解散・総選挙を勝ち取る

一、沖縄をはじめ全ての米軍基地を撤去し、核兵器廃絶と日米安保条約の廃棄をめざし闘おう

一、神奈川労連・地域労連との共闘を強め、全労連運動の前進、革新統一戦線の結成をめざし奮闘しよう
一、国家権力による弾圧とスパイ策動を阻止し、市民的自由と全ての職場に自由と民主主義を確立しよう

1-③

会 則 (案)

第1条 (名称)

この会は「日立闘争神奈川支援共闘会議」と称する。

第2条 (目的)

この会は、日本有数の独占企業である日立製作所を相手に闘っている日立神奈川争議団を支援し勝利解決をめざす。

第3条 (構成と任務)

この会は、目的に賛同する団体で構成し日立神奈川争議団の勝利のための運動と解決に責任を持つ組織とする。

第4条 (運営)

この会は、総会、幹事会、事務局で運営する。

- 1) 総会：総会は年1回開催する。
- 2) 幹事会：幹事会は加入団体の代表で構成し、月1回開催する。
- 3) 事務局会議：事務局会議は事務局長、事務局次長、事務局員で構成し、適宜開催する。尚、代表委員は、必要に応じて出席する。

第5条 (役員)

この会には、次の役員と事務局をおく。

- | | |
|-------|--------|
| 代表委員 | 若干名 |
| 幹 事 | 加入団体代表 |
| 事務局長 | 1名 |
| 事務局次長 | 若干名 |
| 事務局員 | 若干名 |

第6条 (事務所)

この会の事務所を「横浜争議団共闘会議」事務所内に置く。

第7条 (財政)

この会の財政は会費、カンパと事業活動でまかなう。

会費：年間 1口 1,000円

支援共闘会議役員

役員名簿 (案)

代表委員 (あいうえお順)

- 神奈川県労働組合総連合
- JMIU神奈川地本
- 戸塚地区労働組合総連合
- 横浜労働組合総連合

- 事務局次長
- 書記長
- 事務局長
- 議長

- 池田 實
- 鈴木 孝之
- 高須 昌和
- 増田 成司

事務局長

()

事務局次長 (あいうえお順)

- 全法務労働組合横浜地方法務局支部
- 神奈川争議団共闘会議

- 委員長
- 副議長

- 豊田 治彦
- 山田 春雄

事務局員 (あいうえお順)

- 明るく働ける職場を目指す神奈川の電力連絡会
- 日立争議を支援する神奈川の会
- 明るい雪印 を作る会

- 事務局
- 事務局長

- 吾妻 勇
- 小林佐武郎
- 中田 久志

日立神奈川争議団

- 同
- 同
- 同
- 同

- 小島 崇義
- 佐藤 明
- 中村由紀子
- 浜永美津江
- 宮崎 良司

支援共闘会議

計 画 代 行

2-②

規 則

一、名称 この会の名称は千代田化工労働支援共闘会議（九五
年までは千代田化工 越智解雇撤回闘争支援共闘会
議）とする。

二、目的 この会は、千代田化工建設の不当な解雇「合理化」
攻撃のなかで起こった越智康雄氏の解雇撤回闘争と
資金昇格差別是正闘争の早期勝利解決をめざし闘
争する。

三、運営 この会の運営は、総会、常任幹事会および事務局で
行います。

常任幹事会は議長、副議長（九五年度までは代表委員）
常任幹事および事務局で行います。

四、役員

この会には次の役員を置きます。

議長 一人
副議長 若干名
幹事（各労組、団体から一名）
事務局次長 一人
事務局次長 若干名
常任幹事は幹事のなかから選出します。

五、財政 この会の財政は会費、カンパ、事業収入等でまかな
います。

六、事務所 会費は年額一〇〇〇円以上とします。
この会の事務所は、当面、横浜労働団共闘会議事務
所とします。

●支援共闘参加労組・団体

- (東京)
- 金属機械及合闘等委員会
 - 千代田地区労連
 - 三菱造船会
 - 日本信託銀行労組
 - JMIU日本光栄支部
 - JMIUトキメック東京分会
- (神奈川)
- 神奈川労連
 - 横浜労連
 - 鶴見区労連
 - 横浜地区労
 - 神奈川地区労連
 - 横浜北部地区労
 - JMIU神奈川地本

- 神奈川県国公共闘
- 全国一般神奈川地本
- 運輸一般神奈川地本
- 全横浜港湾関係労組
- 神奈川県金融共闘
- かながわ生協労組
- 横浜市従本部
- 横浜港湾労組
- 神奈川県公共闘
- 市役教委支部
- JMIU池貝支部
- JMIU工寺
- 市役神奈川支部
- 市役建設支部
- 横浜協労組
- 市役港北支部
- 県職労横浜北支部

- 私教連旭台幼稚園
- 京浜明乳労組
- 大阪セメント労組
- 運輸一般内外運輸
- 川崎製菓生協労組
- 鎌倉市職員労組
- 全日自労鶴見支部
- 浜邊芳神奈川支部
- かながわ生協労組末吉店
- 自交総連三和富士交通
- 国労新鶴見機関区
- 全国一般新聞販売合同
- JMIU水製作所
- 全税関大黒分会
- 横浜市場冷蔵労組
- JMIU日本電材

- 東洋潤滑労組
- 全国一般あおぞら班
- 川崎化成労組
- 全国一般明産分会
- 全税関鶴見分会
- JMIU三興製作所
- 全労働省労組神奈川支部
- 全国税横浜支部
- 県職労本庁支部
- 全通労京浜支部
- 市役鶴見区役所
- JMIUトキメック支部鶴見分会
- 油研分会
- 東部建設労組

●役員

役職名	氏名	出身団体名	所属	職名	氏名	所属
議長	池田 貴	神奈川労連	常	議長	小田 豊	常
副議長	斉藤 信也	金属及合委分会	常	副議長	明書 会	常
副議長	木野 雅信	横浜市従業員労働組合	常	幹事	勝たせる会	常
副議長	植田 浩	鶴見区労連	常	幹事	横浜北部地区労	常
副議長	香取 義和	千代田区労連	常	幹事	神奈川電力運輸会	常
副議長	山本 健介	横浜地区労	常	幹事	JMIU池貝支部	常
副議長	原 運郎	神奈川県国家公務員共闘会議	常	幹事	JMIUトキメック支部	常
副議長	沢田 逸夫	神奈川地区労連	常	幹事	かながわ生協労組	常
副議長	益子 英昭	神奈川労働団	常	幹事	JMIU横浜地域支部	常
事務局次長	大谷 務	横浜労連	常	幹事	山武職自連	常
事務局次長	鈴木 孝之	JMIU神奈川地本	常	幹事	更芝京珠	常
事務局次長	宮本 増徳	NKK権利闘争を進める会	常	幹事	横浜港湾労組	常
事務局次長	高橋 敏三	勝たせる会事務局	常	幹事	国労人活闘争団	常
事務局次長	高橋 敏三	神奈川電力運輸会	常	幹事	手ヶ崎勝たせる会々長	常
常 務	鳥山 拓児	明厚会	常	常 務		

行動に対する理解が十分でない労働組合の参加の在り方等、更に深い討議と研究が必要となっております。

争議団としても、運動の飛躍的な発展を目指して、日常のオルグ行動などを通じて労働運動の階級的・民主的強化と闘う労働戦線の拡大の観点から工夫と努力をしていくことが求められています。

最近、「神奈川労連」加盟単産とのトラブルのある「争議」の争議団加盟、争議支援問題など幾つかの問題が提起されています。

神奈川争議団は加盟する団体・個人が自主的・主体的な闘いと相互支援を基礎にして闘う労働組合に依拠しながら運動を行う共闘会議であり、依拠する単産との争いのある事件の扱については内部干渉との誤解を招く恐れもあることから、争議団加盟の問題を含め、特に慎重な扱を求めているところです。

神奈川争議団としては闘う組織の

③産別の闘いを重視し、全国的規模の闘いに発展させる

④中小の闘いであっても独占を正面に据え地域から包囲する闘いを重視する

は、全労連と「連合」という労働運動の潮流の中にあつて、現実の闘いを発展させる行動指針となっております。

(反「合」権利闘争の形骸化の動きに注意し、労働運動の階級的強化を目指して)

労働者をはじめ国民の生活と平和に對しての激しい攻撃が全国に吹き荒れるなか、闘う労働組合「全労連」に對する期待と要求はかつてないほど大きくなっています。しかし、争議に限っていえば、先的全労連争議交流集会での「基調報告」を見る限り争議情勢の分析と方針が極めて一般的で後退した内容になっており、反「合」権利闘争を闘う者の期待に應えるものとなっていないのは残念

内部における問題は、基本的には単産と個人、又は地域組織で、あるいは双方に共通する上部団体の斡旋を含めて内部で解決したうえで具体的対応を検討していく問題であると考へていきます。

現在、神奈川争議団のこうした立場を理由として、「地域での共同行動に取り組みやすい有利な一面を持つ」とともに、市民諸階層との協力・共同の運動を拡大する特別な役割を持つており、全国的な闘いの土台となるものです(神奈川労連結成大会議案)と位置付けられている一部の地域組織において神奈川争議団加盟団体の争議支援行動を取り組まないとする動きもあり、今後の神奈川における反「合」権利闘争の発展にとつても、闘う労働運動の階級的・民主的強化・発展を目指す課題がらみでも非常に残念なことです。

ここ数年、争議解決を巡って、解決争議団から支援共闘会議役員や産

な事です。

労働法制の全面改悪や司法の反動も進行しているから早急にナショナルセンターに相応しい方針と運動を確立してほしいものです。

一方、争議支援行動の運動形態を巡って神奈川の運動に對して「セクト」「水準ばかり追っている」等とする根拠のない流言なども出されました。

争議支援総行動は神奈川では各争議団・争議組合が支援共闘会議とそれぞれにそれぞれの争議情勢の分析にもとづいた必要な運動を組織し、東京における運動が必要な争議団は東京へ、神奈川で闘う舞台は神奈川でと積極的に参加し、全一日の全県総行崎市長選勝利などの課題も結合して成功させてきました。それぞれの争議情勢を無視した画一的で一面的な指導では争議情勢を飛躍的に切り開く事にはなりません

別にたいして幾つかの問題が提起されています。神奈川では多くの争議団で「運動と争議解決に責任を持つ」事を規約に明記した支援共闘会議が確立しています。

当事者である争議団は争議の過程や解決にあたって、自主的・主体的に、運動の発展と争議解決に意見を出し、運動方法や自らに對する要求が納得出来ないものであるならば、曖昧さを残さず徹底した論議をおこなう必要があります。

必要があれば争議団共闘会議に相談し、意見交換することも、争議を闘う同志として十分に可能な事です。

問題を提起している争議団の多くが、自らが加盟していた争議団共闘会議には何等相談もなく個人的に對処しており、事の多くが運動の過程の問題ではなく解決を巡って、また解決後の残務処理の過程で問題が生じています。

その点では、「全労連」の個別争議に對する役員派遣基準を明らかにする事を含め、ナショナルセンター本来の機能と役割を明確にして欲しいものです。

全労連幹部が支援共闘の中心に座ることで、自然に運動が発展し、争議が解決するかのような錯覚を争議団・争議組合に与え、自主的・主体的運動を停滞させるような役員配置は好ましいものではありません。

また、情報交換組織である産業別の「懇談会」組織が、本来の任務と役割を逸脱して運動体として会員組織にたいして干渉を行うという事態も発生しており、反「合」権利闘争分野においての新たな動きとして注意していく必要があります。

こうした動きは、闘いの中で歴史的に検証されてきた神奈川争議団の「三つの原則」「四つの観点」の教訓からも相入れないものです。

神奈川争議団としても一つの指針

第5章 活動方針 (案)

前総会以降、三争議が解決し、七争議が勝利判決・命令を勝ち取りました。「正しく闘えば必ず勝利する。」というこれまでの経験と教訓を学んで、創意工夫を凝らして闘いを進めます。また、全労連・神奈川労連をはじめとする闘う労働組合、民主団体と固く団結して闘いを大きく広げ、一日も早く勝利解決するために頑張ります。

一、神奈川争議団共闘会議の体制を強化し、争議勝利の闘いを旺盛に進めます。

(一) 代表者会議には必ず出席
毎月定例の代表者会議は、各争議団の状況や経験を交流し、闘いの意志統一をはかると共に重要行動、共同行動などの行動調整をするためにも必ず出席することが大

切です。担当者が出席できないときは、必ず代理の人が出席するよう心がけます。

(二) 役員会の強化と組織的な運営の推進
争議団の闘いの前進にとって大きな役割を果たす役員会の団結強化は重要です。役員会の集団的、民主的な運営を推進します。

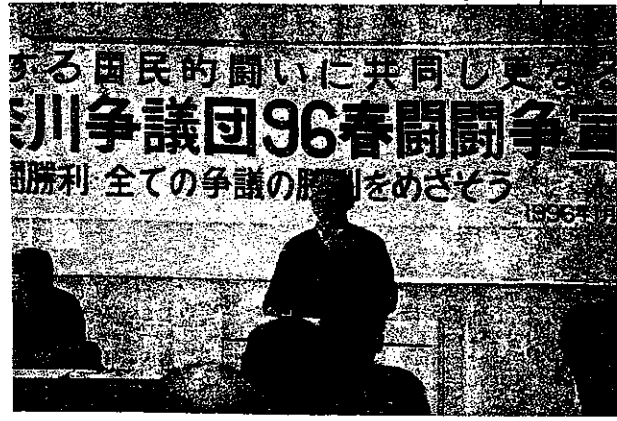
(三) 役員会から個別争議団へ担当者配置
個別争議団への援助は、各地域争議団共闘会議が行なうことを基本としますが、役員会からも担当者配置します。個別争議団では担当役員に支援共闘会議などへの参加要請を必ず行なって下さい。

(四) 単産・地域労連などの交流の推進
争議団の闘いでは単産の指導・援助、地域労連・地区労など闘う労働組合の支援が不可欠です。率直な意見交換ができる「交流会」

か。

第三の問題は、組合(産別)争議と支援共闘会議の関係です。支援共闘会議の役割の原則は、その争議の解決に全責任を持つのが支援共闘会議だと思えます。一方組合は、組合員の生活と権利を守る全責任を持っています。しかし、支援共闘会議を作る以上は、その争議に関する全権を支援共闘会議にゆだねるべきではないでしょうか。二側面の責任の所在が問題を起す原因となつていますが、これは組合(産別)と当該が支援共闘会議に責任ある方針を提起し、運動での中心となり、支援共闘会議のなかで中心的役割をはたし、全体の運動を前進させる立場を堅持することで解決できる問題だと思えます。これは保育園や横浜自校争議が、そういう点での教訓を残したと思えます。

これらの困難を克服する要は、当該である私たちにかかっています。私たちは改めて「たたかいたの原点」ともいえる「資本の不当な仕打ちに対する怒り」「不屈の闘争心と勝利への確信」「支援の仲間への揺るぎない信頼」をどんな状況の下でも堅持する原則性を再確認したいと思えます。これが、最終段階の情勢判断の大勢が「金銭解決」に流れようとしたとき、当該は「あくまでも職場復帰」を主張し、自分だけの力では困難と見るや、争議団共闘の議長や事務局長を最大限に動員して「職場復帰の方針を再確立」し立派にそれを実現した、ひとり争議の例に見るように大変重要なことだと思えます。そして三者の団結、とりわけ支援共闘との団結を「人間的な信頼関係」にまで高めるために最大限の努力をはらうことが大切だと思えます。「相手の(心の中に)手を突っ込むような議論を意識的にふっかけながら運動をつくっていく」(役員会の学習会議レジュメ)厳しい支援共闘と当該のたたかいはなるでしょうが、人生をかけ、人間性をかけてのたたかいで、悔いを残さないために奮闘するものです。



・背景には、東欧の崩壊・バブルの破綻、全労連の結成・国政選挙での共産党の躍進など、革新と反動のきりむすびのなかで、大企業の職場支配の根幹=くずれる反共主義の壁。

1. はじめに

2. 何を学ぶのか/日本の労働組合運動の課題

○日本の労働組合運動が克服すべき課題は3つある。

- ①民間労働運動の圧倒的多数をしめる連合の労使一体化・反共体質の克服
- ②企業別組合=企業主義の克服
- ③事大主義・権威主義とのたたかい

3. 労働組合運動と争議団運動の到達点

○60年代の「ど根性路線」

- ①争議団の不退転の決意・敵よりも一日長くたたかう。
 - ②敵の攻撃を政治的にとらえて、広範な共闘で包囲する。
- ・背景には、安保闘争後のケネディ・ライシャワー路線による、反共・労資協調路線の強まりと労働組合運動の停滞

○70年代の「早く高い解決を」

東京争議団の「4つの基本」と「3つの必要条件」の定式化

- ・4つの基本
 - ①争議組合・争議団の団結の強化
 - ②職場からのたたかいの強化
 - ③産業別・地域の仲間との団結の強化
 - ④法廷闘争の強化
 - ・三つの必要条件
 - ①要求を具体的に明確にすること。
 - ②情勢分析を明確にすること。
 - ③たたかう相手を明確にすること。
- ・背景には、60年代後半からの革新都政の誕生など、政治闘争の前進。地域住民闘争など国民的大衆運動、国民春闘路線をかかげた労働組合運動の高揚

○80年代の「原則的なたたかい」

神奈川争議団の「原則的なたたかいとは」

- ①たたかいの原点を常に明らかにすること。
 - ②自主的・主体的なたたかいを行うこと。
 - ③労働戦線の階級的統一・革新統一戦線の結成をめざすたたかいに寄与すること。
- ・背景には、「第2の反動攻勢」といわれる、政治戦線・労働戦線での反共・右翼的潮流の巻き返しと、それに抗する統一労組懇などの自覚的潮流の前進

○90年代の「正しくたたかえば勝利する」

- ①たたかう労働組合に依拠したたたかい=「軸足」を明確にする。
- ②たたかうナショナルセンターの組織と機能をいかした、自主的・主体的なとり組み。

3. 次の10年への労働組合・争議団の課題

○労働組合運動の課題にどう接近・合流するのか

- ①職場に「たたかういきいきした労働組合運動」を経験主義、企業主義、経済主義の克服
- ②要求から運動、そして組織の多数派を共同対話、組織建設など

・情勢的には、戦後の日本的労使関係・労働法制の崩壊・改変、一変する「合理化」情勢のなかで、破綻する連合労働運動、たたかう労働組合運動の再構築が急務。

○事大主義・権威主義の克服

- ・総評・県評時代、そして他県にまたがる争議団・支援共闘の団結上の問題として生まれた。
- ・自主・対等の労働組合民主主義の確立

4. いくつかの課題について

○支援共闘会議について

- ①「運動と争議解決に責任をおう組織」とは
 - ・争議団の団結を基本に、争議団と支援共闘の信頼関係が不可欠
- ②この性格は、それ自体労働組合運動に大きな問題提起をしている。
 - ・支援共闘の要求・組織・運動の水準は、支援共闘を構成する単産・ナショナルセンター・ローカルセンターの階級的強化とも関連する。
 - 池貝の場合・・・金属連絡会からJMIU結成への道筋をつくった。
 - 東電の場合・・・労働組合運動にある反共主義克服のたたかい
- ③支援共闘と加盟組織の関係
 - ・加盟組織の指導性は、支援共闘会議の実践をつうじて検証される。
 - ・加盟組織の指導性は、支援共闘の組織原則をこえるものであってはならない。

○政党活動と労働組合運動

- ①日産厚木争議が明確にしたもの
 - 職場要求実現の大衆活動に労働組合運動上の「合法性」をあたえるもの。

○社会的包圍と職場からのたたかいは統一する。

- ・「合理化」情勢は一変/内と外のたたかいは一体になる情勢
- 大企業思想差別闘争の転換をかちとった東電争議
- 千代田化工争議が勝ちとった「整理解雇4要件」の最高裁確定判決
- ・争議は、解決に迫るほど「たたかいの原点」=職場に戻ってくる。
- ・争議解決は、対等な労使関係づくりの始まり。
- ・こうした視点から、自主交渉の意義を深めることが大切

5. おわりに

「連合」職場の要求実現闘争を前進させる神奈川連絡会
 (略称)「連合」職場神奈川連絡会

◎会 則

一 名称と構成

この会は「連合」職場の要求実現闘争を前進させる神奈川連絡会(略称「連合」職場神奈川連絡会)と称し、神奈川の「連合」職場や大企業職場などで、職場の要求実現闘争を前進させるために闘っている団体、職場の有志をもちって構成する自主的な組織とします。

二 目的と活動

1. この会の目的は、「連合」職場で要求実現闘争を闘っている仲間が自主的に交流し、神奈川労連や地域労連と協力・共同して職場における活動の強化と相互の連帯を強めることを目的とします。
2. この目的を果たすため、次の活動を進める。
 - ① 職場代表による代表者会議の定期開催。
 - ② 情報の交流、交換のためのニュースの発行。
 - ③ 学習会、討論集会、決起集会の開催。
 - ④ 一致する要求に基づく統一行動。
 - ⑤ 差別・解雇など、闘う職場の仲間との連帯の強化。
 - ⑥ 神奈川労連や地域労連との連帯、共同行動の強化。
 - ⑦ その他、目的達成に必要な活動。

三 役員および運営

1. この会には次の役員を置きます。また役員は代表者会議で行います。
 - 代表委員 若干名
 - 職場代表者 各職場から代表一名
 - 事務局 一名
 - 職場代表者から若干名

四 財政

この会の財政は、分租金およびカンパでまかないます。分租金は、団体五〇〇円/月、個人二五〇円/月とします。

五 事務所

事務所は、神奈川電力労働者会館内に置きます。
 住所 〒二二二一〇八二三
 横浜市神奈川区二ツ谷町一―一―B

六 その他

会則は事務局会議で協議し、代表者会議にかけ改廃することができるものとしてします。

一九九九年一月三〇日 改正

◎役員名簿

代表委員

大田 和雄 (山武職自連)
 高地 陽 (NKK権利闘争すすめる会)
 山 拓児 (明るいユニシアをつくる会)

事務局長

古川 玄太郎 (電力連絡会)

事務局

海老根 弘光 (労働運動を強める東芝の会)
 佐藤 要三 (旭ガラス有志の会)
 藤原 敏春 (千代田化工争議団)
 田中 桂雄 (明るい雪印をつくる会)
 西寺次 滋夫 (電力連絡会)
 島 滋夫 (NKK鶴見希望の会)
 (山武職自連)

大企業の身勝手な リストラ「合理化」を許さない共同の運動を

「連合」職場神奈川連絡会事務局

1. 「連合」職場神奈川連絡会とは

(1) 結成と前進した運動の経過

- ・県内の「連合」職場の要求実現闘争を前進させ、まともな労働組合づくりをめざし90年発足に発足しました。
- ・連絡会は県内「連合」職場の自主的組織と個人が参加しています。
- ・運動は、春闘討論集会を開催したり、一斉大企業事業所門前宣伝を春、秋に取り組み配布規模も拡大してきました。
- ・神奈川労連・春闘共闘との協力共同の運動も進み、神奈川総行動へ要求を持って参加し、また昨年の中央集会には神奈川争議団共闘と連絡会がデモ隊列を編成しました。
- ・神奈川争議団共闘の行動にも積極的に参加し、争議解決のため奮闘すると共に解決した争議団が連絡会活動の中核になっています。

(2) 連絡会の組織強化が急務です

- ・大企業のリストラ「合理化」と闘うためにその職場で連絡会組織を確立し、職場・地域で一層奮闘することが求められています。
- ・県内全ての「連合」職場の大衆組織と個人の参加を呼びかけます。新たに電力労働者会館に事務所を開設し、日常活動を推進します。

2. 「連合」職場神奈川連絡会は99年春闘をどう闘うか

(1) 大企業の横暴に対する真正面の闘い

一職場・地域から共同の闘いを一

①大企業の横暴を規制する神奈川連絡会の結成と運動へ参加します

- ・神奈川春闘共闘・争議団共闘・「連合」職場の協力共同の具体的取り組みとして重視し、運動を進めます。当面、3・13日立戸塚地域一日行動に連絡会から100名の参加をめざします。

★集 合 10:00 場所: 追って連絡

★行動内容 10:30~12:30・13:30~15:30
戸塚地域ピラ全戸配布と宣伝カー宣伝

16:00 交流会

- ②2・16大企業包囲、争議支援総行動及び2・25総行動に取り組みます。地労委、労基署、職安、選管などに職場要求を持ち込み、違法不当なリストラ「合理化」、「ぐるみ」選挙を告発します。

(2) 各職場で学習会を開催し、一致する職場要求を実現するよう労働組合に働きかけよう

①資本のイデオロギー攻撃にうち勝つ学習を強めます。

- ・各職場で転籍・移籍攻撃が行われていますが、越智移籍解雇事件の重要な成果を学習宣伝することが重要です。また、大幅賃上げ、雇用拡大の必要性和正当性を学習を通じて確信を持つことも大事です。

②1/30学習討論集会の成果を各職場に広げ、職場で共同の要求を労働組合に実現するよう働きかけましょう。

- ・職場単位で網の目学習会を今日の資料を活用して進めます。
- ・職場で一致する要求をとりまとめ労働組合に取り組みよう働きかけましょう
- ・春闘総括集会を開催します。日程は代表者会議で調整します。

(3) 地方選挙に向けて「ぐるみ」選挙の告発と宣伝を強化します

- ・県内多くの大企業から候補者が立ちます。また、組合「ぐるみ」選挙も行われています。基本的人権を侵害する「ぐるみ」選挙を止めさせるため選挙管理委員会への告発運動に取り組みと共に職場宣伝を強化しましょう。

(4) 職場宣伝活動に取り組みます

- ①春闘統一宣伝行動の取り組み 2/8~12
配布箇所数、枚数規模は、これまでの最高をめざします。
- ②横闘紙・ピラ発行交流会を開催します。日程は代表者会議で調整
- ③職場労働者へピラ発行資金カンパ活動を取り組みます

3. 当面の行動日程

- 2/ 7 中央大集会 (代々木公園) 12:30~
- ②2/ 8~12 「連合」職場統一宣伝行動→本日版下配布
- 2/16 大企業包囲・争議支援総行動
- 2/25 神奈川総行動
- ✓3/ 7 千代田化工全面解決報告集会: 日付不明
- 3/13 日立戸塚地域一日行動 目標100名
- 3/18 春闘全国統一行動 (スト職場激励行動)
- ✓4/11 知事, 県議, 政令市議投票日
- ✓4/25 市町村議投票日

大企業の横暴を規制する 神奈川連絡会（仮称）の結成の呼びかけ

労働組合・団体 様

大企業の横暴を規制する神奈川連絡会（仮称）準備会

準備会団体 「連合」職場神奈川連絡会
神奈川争議団共闘会議
日立闘争神奈川支援共闘会議
NKK権利闘争すすめる会

大企業の横暴を許さず99年春闘勝利、地方選挙勝利のため日夜のご奮闘に敬意を表します。

さて、大企業は、政府と一体になって不況を口実に大規模な出向・転籍、解雇、賃金切り下げ等のリストラ「合理化」、下請け関連企業への単価切り下げ発注停止また地域経済の荒廃など横暴の限りを尽くしています。

大企業の無責任・身勝手経営、横暴をやめさせ社会的責任を果たさせなければ働く者の生活と権利を守り、景気回復はできません。

99年春闘を勝利するためにも大企業の横暴を具体的に規制する取り組みが重要です。

そこで4団体で協議し、大企業の横暴を規制する神奈川連絡会（仮称）を結成し、直ちに運動を展開するために下記の結成会議を準備しました。

多数の労働組合、団体が趣旨に賛同され、ご参加されるよう呼びかけるものです。

「大企業の横暴を規制する神奈川連絡会」結成会議

日 時 2月17日（水） 18:30～

場 所 電力労働者会館

連絡先：「連合」職場神奈川連絡会
TEL 045-314-0558
FAX 045-314-0387

なお、具体的運動については別紙の案を考えています。ご検討の上参加下さい。

別紙

大企業の横暴を規制する当面の取り組みについて（案）

1. 大企業の職場労働者への攻撃に対する職場からの闘い
 - ・職場労働者の要求実現の闘いへの支援
 - ・日立、東芝、NKKなど争議団、「連合」職場連絡会に結集する職場で取り組みを決めています。
2. 下請け・孫請け・関連会社への単価切り下げ、発注削減・停止、大企業からの出向・移籍による「玉突き解雇」など「下請け」企業への横暴さの実態調査アンケート活動と横暴を止めさせる運動の展開
 - ・日立闘争神奈川支援共闘会議が取り組みを始めている
 - ・取り組み内容
アンケート作成、郵送→企業・労組オルグ→アンケート集約・集計→結果の発表→結果に基づき国、自治体、大企業への申し入れ、地域宣伝、マスコミ発表

大企業名	発注先企業数
日 立	211
東 芝	265
NKK	63
三菱重工	95
石川島播磨	40
NEC	127
東 電	27
日産自動車	126
NTT	18
合 計	972

- 3/13日立戸塚地域宣伝行動の取り組み
東芝、NKKは2/16大企業包囲、争議支援総行動
3/20は川崎、幸区地域宣伝の取り組みを計画中
3. 下請け・孫請け・関連企業の労働組合有無調査とその労働組合、国、自治体への大企業の横暴を止めさせる共同行動の申し入れ
4. 大企業工場・事業所周辺の地域商店街、地域住民への大企業のリストラ「合理化」による地域経済荒廃実態調査と宣伝行動、共同行動の申し入れ
5. 大企業による自治体支配に反対する取り組みの強化
・企業ぐるみ、組合ぐるみ選挙を許さない取り組み

動と争議解決に責任を持つ支援共闘会議(組織)の確立が急務となつて来た争議団です。重点争議団と位置づけて以来この間、日立も国鉄人活も神奈川争議団の統一行動のメイン行動でその責任を果たし、独自行動でも神奈川の権利闘争のたたかひの峰を越える意気込みで奮闘してきました。そしてこの運動の成功とその実践の中で、誰を中心にごんな組織を確立するのかを当該争議団がつかみとると共に、支援者側にも「共にたたかつてやろう」という思いをつくりだす一定の成果を上げてきています。

神奈川争議団は、争議の早期解決のために支援共闘会議を結成することを方針として掲げています。日立・国鉄人活の争議団が、この間の運動の展開の中で実際に確認した事実に基づき、争議団自身の自主的・主体的な判断によつて「争議全体の運動と解決に責任を持つ支援共闘会議

い二一世紀に向け、神奈川の権利闘争を更に前進させる節目の総会となるものです。

今日、大企業の工場が集中する神奈川県は、自民党による政策不況とその自民党政治に追随する官僚県知事の下で、労働者・県民の生活は全国的に最も厳しい状況に追い込まれています。そして、この状況を何とかしたいという県民のたたかひも大きく広がっています。この労働者・県民の生活と権利を守り向上させるたたかひと争議の早期解決をめざすたたかひを結合して、政府・自治体と大企業を地域からの運動で社会的に包囲する大きなたたかひが求められています。

一九九一年に争議支援行動としてはじめた全県一六地域の総行動は、今日では、地域・単産の要求を実現する総行動として大きく発展し、この教訓が全労連の呼びかけで全国総行動として取り組まれるまで

(組織)の結成をめざすこと、その組織は、あくまでも構成する加盟団体が対等平等を原則とするものが、その後の運動発展にとって重要です。

そのことは、東電闘争の支援共闘中央連絡会議の結成の時「ナショナルセンターや中央単産を結集した強力な指導・命令権を持った議長制」か「東電闘争全体の運動と解決に責任を持つ各都県の支援共闘会議が対等平等で参加する代表員制度」かの議論を経て結成された経緯が大きな教訓となるものです。東電闘争の総括案は、「ネームバリュームのある人を議長に据えれば、リーダーカンパニーである東京電力を相手にするにふさわしい支援共闘になり、たたかいは前進するという安易な考え方でなく各地に根ざした運動で闘うことを基本にしてきました」とその教訓をまとめています。

に発展してきました。私たち自身も、この地域から政府・自治体や大企業を包囲する総行動によつて、これまで大企業相手の大型争議をはじめ多くの争議の相次ぐ勝利など大きな成果を勝ちとってきました。今日の情勢は、この総行動を一層発展させなければならぬ状況となっています。とりわけ日立や東芝、NKK、JRなどが強行している分社化や人減らし「合理化」を許さないたたかいを本格的に追求する方向に発展させることが必要です。

これまで神奈川の権利闘争は、大企業の解雇や差別などの違法行為とたたかひ勝利させてきた数々の豊富な経験や教訓を蓄積してきました。これらの経験や教訓を生かし、日産座間工場廃止反対闘争やNKK京浜製鉄所高炉廃止反対闘争などが、地域から大企業の身勝手な横暴を許さない反対運動として組織されました。そして資本・経営者のリストラ



(五) 争議団運動の新たな発展方向は何かー地域から大企業を包囲する協力共同のたたかひー

今年の総会は、二〇周年の記念すべき一年を終わり、この間の運動の経験や教訓を大きく発展させて新しい「合理化」攻撃の手直しをさせるなどの成果をあげてきました。これらの経験と教訓を更に発展させるために、地域商店街だけでなく関連・下請け企業の労働者、労働組合とも共同して、大企業を直接包囲するたたかひを大きく展開する運動の構築が求められているのです。そして、その運動が成功する社会的機運も熟しているのではないのでしょうか。

神奈川労連の反合対策委員会が議論されている、この運動方向を争議団が中心となりながら「連合職場連絡会」の仲間とも連携し、新しい運動を切り開く観点から全力を挙げていきたいと思えます。本総会が、その決意を固め新たな運動のスタート台になったと評価されるよう、全員の方で討議を深め成功させるよう願うものです。

日立製作所の申立書

4-①

請求する救済内容

- 1、被申立人は、申立人らに対し、別表Aのとおり、各申立人の同期・同学歴入社の中位者と同一の職群等級に是正しなければならない。
- 2、被申立人は、申立人らに対し、別表BないしFの賃金昇格差別表のとおり、昭和52年4月1日から平成4年3月31日までの各年の定例給与を申立人らと同期・同学歴入社の中位者の平均額である各金員（別表BないしFの賃金昇格差別表の中位者欄記載の金員）に是正し、昭和52年4月1日から平成4年3月31日までの申立人らに対する支払金額との各差額（別表BないしFの賃金昇格差別表の差別賃金額総計欄記載の金員）とこれに対する支払済まで年6分の割合による金員を支払わなければならない。
- 3、被申立人は、今後、申立人らに対して、申立人らが正当な組合活動をしたことを理由にして、昇格、昇進、賞与、配転、仕事、福利厚生等について一切の差別をしてはならない。
- 4、被申立人は、申立人らに対し、本命令交付後5日以内に下記謝罪文を手交し、かつ、縦1m横2m以上の白色木材に鮮明に墨書し、被申立人会社本社、汎用コンピュータ事業部、オフィスシステム事業部（旧神奈川工場、海老名工場）、AV機器事業部（旧横浜工場）の各正門脇の見易い場所に30日間にわたり破損することなくこれを掲示するとともに、同謝罪文を縦横各20cmのスペースで朝日、毎日、読売、神奈川の各新聞に3日間掲載しなければならない。

謝 罪 文

当社は、貴殿らに対し、貴殿らの労働組合活動を理由として長年にわたり賃金・昇格等について差別し、また仕事の取り上げ等様々な差別・不利益取扱いを行なってきました。これらの行為は

憲法、労働組合法の保障する労働組合活動の自由を著しく侵害した違法な不当労働行為であります。

当社は、貴殿らに多大なご迷惑をお掛けしたことを深くおわびするとともに、今後、貴殿らに対し、昇格、昇進等について一切の差別及び不利益取扱いをしないことを誓います。

年 月 日

株式会社日立製作所
代表取締役 金 井 務

官 崎 良 司 殿
関 知 男 殿
小 島 崇 義 殿
佐 藤 明 殿
高 橋 大 雄 殿

4-2

不当労働行為救済申立書

申立人 別紙申立人一覧記載のとおり

被申立人 株式会社東芝
川崎市幸区堀川町72番地
代表者代表取締役 佐藤 文夫

神奈川県地方労働委員会
会長 秋田 成就 殿

被申立人の行為は労働組合法第7条1号、3号に該当する不当労働行為であるので、速やかに救済されたく申し立てます。

1995年8月29日

申立人	袖山政位
申立人	海老根弘光
申立人	城間良幸
申立人	下野昭男
申立人	内田章
申立人	本田貞夫
申立人	鈴木登美夫
申立人	五十嵐努
申立人	米村辰美
申立人	金子康昭

請求する救済の内容

1 株式会社東芝は、1995年8月29日から申立人らの資格、仕事給の職群・等級、基準賃金および一時金を別紙「賃金差別実態表」「資格差別実態表」「仕事給の職群・等級差別実態表」記載のとおり、申立人らと学歴、勤続年数の同一または近似の従業員の平均以上に是正しなければならない。

- 2 株式会社東芝は、申立人らに対して、別紙「賃金差別実態表」のとおり申立人らが受けるはずであった基準内賃金および一時金相当額と既支給額の差額に、同差額が本来支払われるべきであった日の翌日から支払済に至るまで年6分の割合による金員を付加して支払わなければならない。
- 3 株式会社東芝は、申立人らに対して、将来にわたって、昇給・昇格・格付けについて、労働組合活動を理由とする差別を一切行ってはならない。
- 4 株式会社東芝は、申立人各自に対して、本命令受領後3日以内に、後記の陳謝文を手交するとともに、同陳謝文を縦2メートル横3メートルの白色木板に鮮明に墨書して、株式会社東芝本社入口および申立人らの所属するそれぞれの職場の見やすい場所に1か月以上掲示しなければならない。

記

陳謝文

当社は、貴殿らに対して、資格、仕事給の職群・等級、基準賃金、一時金および仕事給の職群・等級格付け等につき、貴殿らの労働組合活動を理由に差別を行ってきましたが、1967年以降の上記差別につき今般神奈川県地方労働委員会により労働組合法7条1号、3号に該当する不当労働行為である旨の認定を受けました。

つきましては、この違法、不当な差別により未払いとなっている同年分以降の差額分をお支払するとともに、命令書公布の日をもって貴殿らを同地方労働委員会の命ずる是正基準賃金、一時金を支給し、同委員会の命ずる資格、仕事給の職群・等級に格付けいたします。

当社は、これまでの貴殿らに対する昇給・昇格差別などの行為により貴殿らに多大の不利益を与えてきたことを深く陳謝するとともに、貴殿らに対し今後二度とかかる行為を繰り返さないことを誓約いたします。

年 月 日

株式会社東芝

代表取締役 佐藤 文夫